

## 医療及び福祉従事者奨学金返還支援補助事業のご案内

大崎上島町内の医療・福祉従事者の人材確保と定住の促進を目的に、奨学金を利用して資格を取得し、町内の事業所等へ新たに常勤雇用として就職される方に奨学金の返還に係る費用を支援します。

### 【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件等については、お問い合わせください。



<b>補助対象者</b> ※いずれの要件にも当てはまること	<ul style="list-style-type: none"><li>① 奨学金を利用して資格を取得し、自らが奨学金を返還している方</li><li>② 看護師・准看護師・介護福祉士・保健師・管理栄養士・社会福祉士・医師・歯科医師・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・保育士・保育教諭のいずれかの資格をお持ちの方</li><li>③ 町内に住所があり、定住する意思のある方</li><li>④ 5年以上継続して雇用される見込みのある方</li><li>⑤ 町税等や、補助を受ける奨学金の返還を延滞していないこと</li><li>⑥ この事業以外の法令等による奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと</li></ul>
<b>支給金額</b>	奨学金を返還した額と、年18万円（月額1万5千円）のいずれか低い額を、1月から12月の支払い実績に応じて、一括して交付します。 補助対象期間は、5年間（60月分）を上限とし、最大90万円を補助します。
<b>申請書類</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 医療及び福祉従事者奨学金返還支援補助金交付申請書</li><li>② 雇用証明書</li><li>③ 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類</li><li>④ 従事する専門職の資格を証する書類</li></ul>
<b>申請期間</b>	毎年度7月1日から12月28日まで

※ 予算の範囲を超える申請があった場合は、優先基準に基づいて決定されます。

※ 要件を欠くことになった場合は、支給された補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

### 【お問合せ先】

大崎上島町福祉課 福祉指導係

TEL：0846-62-0301